



平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 任 天 堂 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 岩 田 聰
(コード番号 7974 東証一部・大証一部)
問合せ先 総務部長代理 吉 村 卓哉
(TEL:075-662-9600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が電子化されたことに伴い、以下の理由により当社定款を変更するものであります。

- (1) 株券の発行に係る定めを削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 9 条第 2 項)
- (2) 実質株主に関連する部分を削除するものであります。(現行定款第 10 条、第 12 条第 3 項)
- (3) 株券喪失登録簿に関連する部分を削除し、附則に所要の規定を新設するものであります。
(現行定款第 12 条第 3 項、変更案附則第 1 条、第 2 条)
- (4) 現行定款第 8 条の削除に伴い、第 9 条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u> <u>第8条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p><u>2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p>

3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第13条～第46条
(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

以 上

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条～第45条
(現行どおり)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

以 上